

19世紀末琉球の王府組織に関する史料（1） —「琉球藩雜記（琉球藩臣官祿記）」・「東汀隨筆」—

玉 城 毅

はじめに

本稿の目的は、19世紀末の琉球の王府組織の部署・役職・人員・給与などを網羅的に記した史料を整理して提示することである。王府組織の体系を示す史料はいくつか翻刻されており、それを分析した研究もある（眞境名・島倉1923、渡口1975、田名2005、梅木2011）。これらの研究では、王府組織の部署や役職の構成、幹部の役割、昇進のコースなどがすでに明らかにされており、本稿で提示する史料は、これらの既往研究が参照している史料でもある。しかし、下級役人の実態についてはよくわかっておらず、王府組織での彼らの位置づけ・人員数・給与といった基本的な問題についても不明な点が多い。本稿では、既往研究を踏まえて、下級役人を含めた王府の全体像を明らかにするための基礎資料として、19世紀末の4つの史料を整理して提示することにする。それによって、王府組織に関する研究をさらに展開し深化することが見込まれる。

提示する史料は、A「琉球藩雜記（琉球藩臣官祿記）（以下「官祿記）」〔琉球政府編1965〕（以下「官祿記」）¹、B「東汀隨筆」〔喜舎場朝賢1980〕、C「琉球藩官職制」〔沖縄県立図書館史料編集室編1989〕、D「古老集記類の二」〔小野武夫編1969〕²の王府組織に関する部分の記録である。これらの史料の中で作成年代を明記しているのは、「官祿記」・「古老集記類の二」であり、それぞれ「明治6年大蔵省調」（1873）・「事寄 同治八年己巳霜月盛信」（1869）

史料紹介

となっている。「官禄記」が明治政府（大蔵省）による調査記録であるのに対して、他の3つの史料の由来は不明である。しかし、以下の理由でこれら全ての史料がほぼ同じ時期に作成されたと推測することはできる。

比嘉春潮の解説〔比嘉1977〕によると、「東汀随筆」の筆者・喜捨場朝賢は、1840年生まれで、明治元（1868）年から琉球処分（1879年）にかけて、国王・尚泰の「側士」だった人物である。琉球処分後は、首里那覇士族20名の同志を募って士族授産金による開墾事業を主導したりしたが、晩年は玉城村仲村渠の屋取で農耕に従事するようになった。その頃に「旧稿を整理し新稿を起し」て〔比嘉1977：2〕、いくつかの著作を刊行している。1914（大正3）年に公刊された『琉球見聞録』は、琉球処分をめぐる明治政府と首里王府の折衝の経過を記したものであり、明治政府側の記録にみられない王の側士としての経験ふんだんに盛り込まれた内容となっている。「琉球三冤録」（『琉球見聞録』〔1914〕所収）は、喜捨場が20歳のとき（1859年）に起こった「牧志恩河事件」の顛末を描いたものである。これら2つの著作はいずれも、王府の官員として活動していた喜捨場が間近で経験した歴史的事件を記述したものであり、貴重な史料である。本章でとりあげるのは『東汀随筆』である。この著作は、伊波普猷の勧めによって著されたものであり、『東汀随筆』の公刊に寄せて次のような文章を書いている。

数年前に物故された東汀喜捨場朝賢翁は琉球屈指の漢詩人で、その上、琉球最後の国王尚泰の近侍を勤められていたので、有職故実に通じ、神話伝説に精しい人であった。翁が『琉球見聞録』を世に公にされた頃、毎日のやうに私を沖縄図書館に訪ねてこられて、その都度いろゝの珍しい話をして下されたが、私は、かういう話は自分一人で私すべきものではない思つたので、これを随筆の形にして後世に遺されることを翁にお薦めした。その頃翁は中風を煩って居られたが、私の請に応じて二三週間の中に、十冊二百六十三章の随筆を物された。／そしてこれが完成を告げた頃には、翁の病勢はかなり進んでいたにも拘らず更に私の請を受容れて、続編に着手し九冊九十四章を物されたが、その為健康を害されて再び起つことが出来ないやうになった」〔喜捨場1980〔1927〕：8〕。

このような経緯で執筆された『東汀随筆』は、最初、稿本として沖縄図書館

に蔵されていたが、喜舎場の死後、1927(昭和2)年に真栄田三郎によるプリント版が刊行され、その後も何度か再版され、最新のものでは1980年に『校本 東汀隨筆』として刊行されている。

『東汀隨筆』の「第八回」と「第九回」[pp.140 - 172]は、王府組織の部署・役職・人員・給与などを網羅的に記し、それに解説を加えた記録である。記録の多さと詳細さからみて、これらが『東汀隨筆』が刊行された時期に記憶に頼って書かれたとは考えにくい。また、士の給与を示す近世用語の「知行」や「扶持」とともに、「官祿」・「俸祿」を用いていることも注目される。これは、『官祿記』[1873]と同じ用語法である。これらのことから、『東汀隨筆』の記録は、『官祿記』とほぼ同じ時期(近世末期=明治初め)に書かれたものであること、その背景には明治政府の何らかの影響があったことが推測できる。

「古老集記類の二」は『琉球産業制度資料』の一部である。この史料は、1892(明治25)年から1906(明治39)年まで沖縄県庁に勤めていた仲吉朝助が明治期に収集し、伊波普猷と相談の上で編集したものである。『琉球産業史料』の序文で、仲吉は、史料作成から編集までの経緯を記している。仲吉は、県庁書庫内にある旧記書類を閲覧する便宜があり、また、田舎に出張することがしばしばあったので、各間切の書類を借覧する機会が多かったという。そこで、「古文書を涉猟し参考になると認めた材料は、凡て之を手帖に謄写し、其冊数が二十有余に達し」た。しかし、その手帖は「何の順序もなく漫然と鉛筆でナグリ書きして、他人には判読し難い文字が多いので、此度県立図書館長伊波普猷文学士に依頼して、私の監督の下に浄書させ、その序に大略部類分けにして編纂し、之を『琉球産業制度資料』と名付けて、図書館の『琉球史料』の中に加えて頂くことにした」[仲吉1969:5-6]。序文の日付は1924(大正13)年4月28日となっている。その後、『琉球産業制度資料』は、1932(昭和7)年に小野武夫編『近世地方経済史料』の第九巻と第十巻として公刊された。本稿で参照しているのは1969年の再版である。『琉球産業史料』の第十巻は「古老集記類の二」と名付けられ、その中に王府組織の役職や給与が網羅的に記されている部分がある。記録された時期は、

史料紹介

冒頭に「事寄 同治八年己巳霜月 盛信」とある。「盛信」という人物がどのような人なのかについての記述がなく、従って彼がなぜこのような記録を残したかについては不明である。ここでは、同治8年という年代に注目したい。

1869（同治8＝明治2）年は、日本において版籍奉還が行われた年であるが、琉球はまだその影響を受けてはいなかった。1869年1月20日、薩長土肥の四藩主は連名で「版籍奉還」を上表した。その結果、諸大名から天皇へ領地と領民が返還され、諸大名は政府の「知藩事」に任命されて地方官となり「華族」を改称された。その2年後の1871（明治4）年7月14日には廃藩置県が布告されて、各知藩事は免官となり東京居住が命じられた。このように日本では大きな変革が続いていたが、鹿児島県は「旧藩事務の一環として琉球の管理を続け」ていた〔波平2009：35〕。琉球が日本の変革に巻き込まれる契機となったのは、1872（明治5）年に明治政府が琉球国王を「藩王」にしたことであった。大蔵省が主管して琉球を調査し『琉球藩雜記』を作成したのは、その翌年の1873（明治6）年であり、『琉球藩雜記』は、明治政府の政策意図をもつ政治過程の一環として作成されたとみることができる。これに対して、「古老集記類の二」が作成された1869（明治2）年は、日本で起きた一連の変革の直接的な影響を被る前であった。このことは、用語法にも表れている。『官禄記』や「東汀随筆」で「官禄・俸禄」と記述された士への給与は、「御知行・御扶持」と記されている。三者の作成年代の差は4年ほどであるが、記述の方法と形式に明らかな違いがみられる。

「琉球藩官職制」については、山里長倍という人物が筆写したということ以外詳しいことは不明である。ただし、タイトルの「琉球藩」の用語や、史料中の「有禄士族」や「無禄士族」の用語から、明治政府の影響下で作成された史料であることは推測できる。この史料は、『官禄記』と『東汀随筆』と同様な作成事情をもつ史料だとみてよい。

4つの史料の特徴を要約すると次のようになる。『官禄記』・『東汀随筆』・「琉球藩官職制」における王府組織・役職・給与などに関する網羅的な記録は、明治政府による調査と直接、あるいは間接的に関わりがあり、それは用語法に表れている。これに対して「古老集記類の二」は、明治政府の政策とは別

の文脈で記録されたものとみることができる。このような違いにも関わらず、4つの史料は1869(明治2)年から1873(明治6)年の間の状況が反映されたものであり、この時期の王府組織の実態を表したものである。また、これらの史料には、それぞれに欠落や省略があるが、それを他の史料で補うことができる。ゆえに、4つの史料を横断的・総合的に分析することによって、19世紀末の王府組織の実態にアプローチできると見込まれる。

[注]

- ¹ 「官祿記」では、下級役人が省略されている。その末尾に、「右外仮役並向々下遣等罷在少々宛俸祿被給候向茂有之候得共記方略仕候」とあり、給与の合計については、省略した分も含めて、官祿：2080石、物成：622石、俸祿：2253石、扶持米：504.78石、「久米村学士ノ面々へ支給」：500石、総計米3878,788石と記録している。したがって、本稿で提示する史料の合計はそれよりも少なくなっている。
- ² 「古老集記類の二」には「職制秘覽」という異本が存在する。両者は、ほぼ同一の内容をもつ史料であるが、記録の配列が異なっており、「職制秘覽」に記された年代も1872[同治11]年で「古老集記類の二」よりも3年遅い。また、「古老集記の二」の方が記録が多く、例えば、「古老集記類の二」に記されている中城御殿・大美御殿・聞得大君御殿などの役職と人員は、「職制秘覽」では記されていない。本稿では、「古老集記類の二」の記録を中心に整理し、適宜「職制秘覽」を参照して前者で不明な箇所を後者で補った。「職制秘覽」は、法政大学沖縄文化研究所が所蔵する史料で、豊見山和行が翻刻している(豊見山2001)。

史料紹介

参考文献

梅木哲人

2011『近世琉球王国の構造』第一書房。

田名真之

2005「近世の官僚制：人事を中心に」財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編『沖縄県史各論編』第4巻、pp.121-136。

波平恒男

2009「『琉球処分』再考：琉球藩王冊封と台湾出兵問題」琉球大学『政策科学・国際関係論集』11：1-78。

比嘉春潮

1977「解説」喜舎場朝賢1977『琉球見聞録』、pp.1-12。

豊見山和行

2001『琉球王国法制史史料の基礎的研究』1999年・2000年文部科学省研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書 課題番号11610348。

眞境名安興・島倉龍治

1923『沖縄一千年史』沖縄新民報社。

渡口眞清

1975『近世の琉球』法政大学出版会。

史料

「琉球藩雑記(琉球藩臣官禄記)」

琉球政府編1965『沖縄県史14雑纂1』国書刊行会。

『東汀随筆』

喜舎場朝賢1980『東汀随筆』至言社。

「琉球藩官職制」

沖縄県立図書館史料編集室編1989『沖縄県史料前近代6』。

「古老集記類の二」

小野武夫編1969『地方経済史料第十巻』吉川弘文館。

19世紀末琉球の王府組織に関する史料(1) —「琉球藩雜記(官祿記)」・「東汀隨筆」—

A 「琉球藩雜記(琉球藩臣官祿記)」

大区分	管轄・部署	役職	人員	官祿 (石)	物成 (石)	俸祿 (石)	飯米 (人数分)	備考	
評定所	上の御座	摂政	1	200	32				
		三司官	3	320	88				
		筆者主取	1			7			
		筆者	6			7			
		同相附	3			4			
		寄筆者	3				2		
		足筆者	2				2		
		加勢筆者	2				2		
		里之子	2			3			
		花当	2			2			
		物産(座か)帳当	1			6			
		申口方	鎮之側	1	50	16			
			双紙庫裡	1	40	13			
	泊地頭		1	80	26				
	帳主取 (ママ)		2	20	6				
	吟味役		2	20	6				
	中取		1			6			
	筆者		2			5			
	同相附		2			4			
	寄筆者		2				2		
	足筆者		3				2		
	加勢筆者		1				2		
	平等方	平等之側	1	40	13				
		吟味役	1	20	6				
		大屋子主取	1			7			
		大屋子	6			5			
		大屋子見習	2				2		
加勢大屋子		1				2			
大屋子見習足		1				2			
筆者		3							
仮筆者		5				0.5			
加勢筆者		3				0.5			
先王幕守		2			5				
御物奉行	所帯方・給地方・用意方	物奉行	3	40	13				
		吟味約	3	20	6				
		帳主取	1			7			
		筆者	4			5			
		相附筆者	6			4			
		仮筆者	4				2		
		足筆者	6				2		
		加勢筆者	2				2		
	給地方	給地方中取	1			6			
		筆者	2			5			
		相附筆者	2			4			
	用意方	用意方中取	1			6			
		筆者	2			5			
		仮筆者	2				2		
		足筆者	2				2		
		筆	2				2		
	申口方	鎮之側	系図座	王子	1	30	9		
按司				1	20	6			
親方				1	20	6			
中取か				2			5		
仮中取				3					
筆者				2			4		
仮筆者				2				1.5	
加勢筆者			13				1.5		

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	人員	官禄 (石)	物成 (石)	俸禄 (石)	飯米 (人数分)	備考
		仮花当	1				1.5	
	久米村	惣役	1	60	19			
		長史	2	20	6			
		筆者	1			4		
		仮筆者	1				0.5	
		仮加勢筆者	3				0.5	
		漢文組立役主取	1			7		
		同組立役	2			6		
		同寄役	1					
		漢学右筆主取	1			7		
		同右筆	1			7		
		同相附	2			4		
		同定加勢	1					
		講談師匠	1			7		
		読書師匠	1			6		
		同中師匠	1					
		通書役	1			6		
		相附	1			3		
		相附	1					
						500		久米村人之儀別段俸禄五百石差分役懸並無役之面々位階又者役分に応し割合被給。
	那覇	里主	1	80	26			
		物成(城か)	1	80	26			
		筆者	2			4		
		仮筆者	1				0.5	
		寄筆者	2				0.5	
		大和横目	4			6		
		親見世大屋子	2			5		
		同筆者	2			4		
		同仮筆者	2					
		同若筆者	15					
		同加勢筆者	4				0.5	
		問役	4			4		
		寄問役	3				0.5	
		足問役	3				0.5	
		同庖丁人	1			3		
		同小盤	2					
		同相附庖丁人	2					
		馬請	3			4		
		御在番奉行御仮屋守	1			6		
		同別当	1			4		
	国学	按司奉行	1	20	6			
		親方奉行	1	20	6			
		中取	2			5		
		筆者	2			4		
		仮筆者	2					
		講談師匠	1			8		
		詩文官話師匠	1			7		
		聖廟番役	1			4		
		同仮役	1					
	学校所・真和志之平等	講談師匠	1			7		
		按司奉行	1					
		親方奉行	1					
		文筆師匠	2					
		中取	2					
		筆者	2				0.5	
	学校所・南風之平等	按司奉行	1					
		親方奉行	1					
		講談師匠	1			7		

19世紀末琉球の王府組織に関する史料(1) —「琉球藩雑記(琉球藩臣官禄記)」・「東汀随筆」—

大区分	管轄・部署	役職	人員	官禄 (石)	物成 (石)	俸禄 (石)	飯米 (人数分)	備考
	学校所・西之平等	文筆師匠	2					
		中取	2					
		筆者	2				0.5	
		按司奉行	1					
		親方奉行	1					
		講談師匠	1			7		
		文筆師匠	2					
		中取	2					
		筆者	2				0.5	
		首里村之学校所拾四ヶ所	中取	28				0.5
		筆者	28				0.5	
	那覇村々学校所四ヶ所並久米村島中堂式ヶ所	講談師匠	6				1	
		文筆師匠	1				3	
		主取	6					
		中取	6				0.5	
		筆者	12				0.5	
	泊村学校所	主取	1					
		講談師匠	1				1	
		中取	2				0.5	
		筆者	2				0.5	
双紙庫裡	下庫里	当	6		6			
		勢頭	6		5			
		里之子	6		4			
		筑登之	6		4			
		番頭	6					
		番医師	3		2.5			
		同寄医師	3					
		花当	6		3			
		仮花当	6		0			
		小赤頭	15		0			
	城元番所	城元番所親雲上	3		2			
		同筑登之	3		2			
	城元門番	城元門番親雲上	9		2			
		同筑登之	9		2			
	漏刻番役	漏刻番役	3		4			
	書院方	書院奉行	3	30	9			
		当	3					
		右筆主取	1		7			
		右筆	3		7			
		同相附	3		4			
		茶道	3		5			
		同相附	3		4			
		物当	6		5			
		順咄役(ママ)	1		5			
		医師	6		5			
		同相附	3		3			
		庖丁人	3		4			
		同小盤	3		3			
		菓子作	1		3			
		二才小姓	6		4			
		童子小姓	6		3			
		花当	19		3			
		小赤頭	3					
		茶屋守	1		5			
		筆者	1		3			
	納殿	檢者	2					

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	人員	官禄 (石)	物成 (石)	俸禄 (石)	飯米 (人数分)	備考	
	小細工奉行所	筆者	4			4			
		加勢筆者	1				0.5		
		同	6				0.5		
		奉行	1			5			
		筆者	2			4			
		加勢筆者	8						
		奉行	1			5			
		筆者	2			4			
		加勢筆者	5						
		既方	1			5			
		筆者	1						
		近習方	近習頭	1	30	9			
			近習役	6			6		
			同相附	3					
		筆者	11						
		側仕	10						
		扈丁人	1			4			
		同小盤	2			3			
		諸浦在番	在番	14		5			
	泊地頭	寺社座	按司奉行	1	20	6			
親方奉行			1	20	6				
中取			2			5			
仮中取			1						
筆者			2			4			
仮筆者			2						
仮花当			1						
大与座		王子奉行	1	30	9				
		按司奉行	1	20	6				
		親方奉行	1	20	6				
		中取	2			5			
		筆者	2			4			
		仮筆者	3						
		仮花当	1						
惣横目		惣奉行	1						是ヨリ下仮役場ニテ無禄
		真和志之平等総横目	2						
		中取	5						
		筆者	10				0.5		
		南風之平等総横目	2						
		中取	5						
		筆者	10				0.5		
		西之平等総横目	2						
		中取	5						
		筆者	10				0.5		
		久米村総横目	5						
		筆者	10						
		那覇総横目	12						
		中取	4						
		筆者	32						
泊総横目		4							
筆者		8							
首里那覇総横目		7							
泊	頭取	1			5				
	筆者	1			4				
	仮筆者	1							
鍛冶奉行所	奉行	1			5				
	筆者	2			4				
	加勢筆者	5							
瓦奉行所	奉行	1			5				
	筆者	2			4				

19世紀末琉球の王府組織に関する史料(1) —「琉球藩雜記(琉球藩臣官祿記)」・「東汀隨筆」—

大区分	管轄・部署	役職	人員	官祿 (石)	物成 (石)	俸祿 (石)	飯米 (人数分)	備考
		加勢筆者	9					
御物奉行	所帯方							
	田地方	奉行	3			8		
		大屋子	3			7		
		筆者	3			6		
		仮筆者	3				0.5	
		加勢筆者	3				0.5	
	諸間切諸島	下知役						右所柄ニ依阿総地頭心得又は所向ニテ八石より六石迄俸祿相与石高不同
		検者						右所向ニテ八石より六石迄俸祿相与石高不同
	取納座	奉行	3			6		
		大屋子	6			5		
		筆者	6			4		
		仮筆者	6				0.5	
		加勢筆者	14				0.5	
		(加勢筆者か)	20					
	首里座検者	検者	6					
		同筆者	20				0.5	
	那覇座検者	検者	4					
		同筆者	8				0.5	
	米蔵	大屋子	2			5		
		筆者	1			4		
		加勢筆者	3					
	仕上世座	大屋子	2			5		
		筆者	2			4		
		加勢筆者	16					
	宮古蔵	大屋子	2			5		
		筆者	2			4		
		加勢筆者	4					
	錢蔵	大屋子	2			5		
		筆者	2			4		
		加勢筆者	4					
	首里蘇鉄植付方	奉行	6					
		筆者	12				0.5	
	那覇久米村蘇鉄植付方	主取	2					
		筆者	4				0.5	
	泊蘇鉄植付方	主取	2					
		筆者	4				0.5	
	紙座	主取	2					
		筆者	2					
		加勢筆者	12				0.5	
	櫛垂方	検者	2					
		筆者	2				1	
		加勢筆者	1				1	
		同	6					
	請地方	代官主取	1			5		
		同仮主取	1					
		筆者	2			4		
		仮筆者	2					
		加勢筆者	5				0.5	
	宮古島	在番	1				5	
		同筆者	2				3	
	八重山島	在番	1				5	
		同筆者	2				3	
給地方	高所	奉行	1	20	6			
		座敷奉行	2			6		

史料紹介

大区分	管轄・部署	役職	人員	官禄 (石)	物成 (石)	俸禄 (石)	飯米 (人数分)	備考			
大区分		大屋子	3			5					
		筆者	3			4					
		仮筆者	3				0.5				
		加勢筆者	3				0.5				
		勘定座	奉行	1	20	6					
			屋敷奉行	2			6				
			同帳当大屋子 (ママ)	3			5				
			大屋子	6			5				
		用物座	筆者	9			4				
			仮筆者	15				0.5			
			奉行	1			6				
			仮奉行	1							
			大屋子	2			5				
		船手蔵	筆者	2			4				
			仮筆者	2							
			加勢筆者	6				0.5			
			奉行	1			6				
			大屋子	2			5				
		給地蔵	筆者	2			4				
			加勢筆者	4							
			大屋子	2			5				
		道具当	筆者	2			4				
			大屋子	1			5				
			仮筆者	2							
		用意方	山奉行	奉行	3			8			
				仮奉行	2						
				筆者	9			6			
				仮増筆者	2			4			
				仮筆者	8				2		
				加勢筆者	20				0.5		
			砂糖蔵	奉行	1			6			
				大屋子	2			5			
				筆者	2			4			
				加勢筆者	8						
			用意蔵	大屋子	2			5			
				筆者	1			4			
				加勢筆者	4						
			大台所	大屋子	2			5			
				筆者	2			4			
				加勢筆者	3						
			料理座	大屋子	2			5			
				筆者	2			4			
				加勢筆者	4				0.5		
			その他	中城殿	大親	1					
					座敷大親	1			5		
物方大親	1					5					
大親筆者	2					4					
同仮筆者	2						1				
守役	1					5					
同相附	1					4					
近習役	3					5					
同筆者	3										
働仕	3						1				
右筆主取	1					5					
右筆	2					5					
同相附	3					4					
物当	2					4					

19世紀末琉球の王府組織に関する史料(1) —「琉球藩雜記(琉球藩臣官祿記)」・「東汀隨筆」—

大区分	管轄・部署	役職	人員	官祿 (石)	物成 (石)	俸祿 (石)	飯米 (人数分)	備考
		同相附	2			3		
		道具当主取	1			4		
		道具当	3			3		
		代官大屋子	2			4		
		同筆者	2			3		
		小姓	3			3		
		勘定人	1				1	
		番頭	6					
	總与頭	真和志之平等總与頭	4					
		中取	4					
		筆者	4					
		南風原之平等總与頭	4					
		中取	4					
		筆者	4					
		西之平等總与頭	4					
		中取	4					
		筆者	4					
		久米村總与頭	4					
		中取	4					
		筆者	4					
		那覇總与頭	4					
		中取	4					
		筆者	4					
		泊与頭	4					
		中取	4					
		筆者	4					
	普請奉行所	奉行	2			5		
		假奉行	1					
		筆者	4			4		
		加勢筆者	13					
	所審方詰所	係	6					
	用意方詰所	加勢筆者	6					
	生産方詰所	係	2				3	
		筆者	2				2	
		加勢筆者	10					
合計	63	377	1338	2290 石 (40 人)	648 石 (40 人)	1946.5 石 (432 人) ※久米村500 石を除く。	605.15 石 (398 人)	

史料紹介

B 「東汀隨筆」

大区分	管轄	部署	役職	人員	官報役知 (石)	物成 (石)	俸給(石)	散米 (人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など		
新定所	山口方		撰致	1								国政中政務ヲ經業ス。 王子任之		
			三司官	3	320	150							一人ハ給地方並袖山ノ事ヲ主任ス。一人ハ用意並並諸川ノ事を主任ス。一人ハ所帯方並諸間切諸島ノ事ヲ主任ス。右主任スル所裏ルト謂モ国政庶務協議ヲ藩主ニ申業シテ決定ス。	
			筆者主取	1			7					勤功ニ因リ渡唐官舎才府申付ル		
			筆者	8			7					中國文勢北京大筆者賜筆者申付ル。一應ノ役先ハ東京筆役申付ル。		
			筆者相付	5			7				あり	筆者相附へ		
			寄足筆者	9			4							
			物應職当	1			6							
			里之子	6			3							
			花当	2			2							
			公事押	12			2						里之子へ 諸經附藏の下代、手代へ	
			オソハ公事押	20			2						公事押へ	
			眞之御	1			50	16						右三人系因歴及ヒ日清渡航船細ノ点候日本管吏出強所ノ用筋外 回船來着ノ節接待及ヒ國中ノ礼 式風俗等ノ事ヲ管ス。
			日帳主取	2			20	6						右二人ハ地頭所知行高・家業並 下庫里、書院、納殿、小細工、 具掛・別当・御厨等ノ局々ヲ管ス。
			又紙庫裡	1			40	13						右二人ハ大与極・寺社歴、普請 鍛冶、瓦器櫃目、總与等ノ局々 並泊村ノ事を管ス。
			吟味役	1			20	6						
			泊地頭	1			40	13						
			同吟味役	1			20	6						
			中取	1			6						渡唐官舎才府へ	
			筆者	3			5							
	同相附	3			4						王子三司官与力から			
寄筆者	3			2						筆者相附へ				
在事	6			2										
御勢奉行	1			40	13						右二人ハ藏方ノ出納及諸間切諸 島年貢等ノ事ヲ管ス。			
御勢奉行	1			20	6									
御主取	1			6										
筆者	6			5										
御勢奉行	1			6										
御主取	1			6										
筆者	6			5										

大区分	管轄	部署	役職	人員	官祿役知 (石)	物成 (石)	俸祿(石)	散米 (石)	試験	どこから	どこへ	役割など	
糸島地方	糸島地方	相附筆者	相附筆者	8		4				筆者、相附筆者へ			
		飯筆者	飯筆者	4		1							
		足筆者	足筆者	5		1							
		御物奉行	御物奉行	1	40	13					筆者、相附筆者へ		右二人ハ知行役知並旅行ノ方賦 銀米等ノ事ヲ管ス。
		同吟味役	同吟味役	1	20	6					渡唐官舎才附へ		
		同中取	同中取	1			6				北京大筆者臨筆者へ		
		筆者	筆者	3			5						
		相附筆者	相附筆者	3			4				筆者、相附筆者へ		
		飯筆者	飯筆者	2			2						
		御物奉行	御物奉行	1	40	13							
		吟味役	吟味役	1	20	6							右二人ハ用意方寮申及ヒ山川堤 防ノ事ヲ管ス(用意方寮財トハ 支那ヨリ冊封使來臨並江戸へ使 節ノ費用)。
		中取	中取	1			6						
		筆者	筆者	2			5						
飯筆者	飯筆者	2			2								
足筆者	足筆者	1			2					筆者、心附役			
同公事拜	同公事拜	21			2					公事拜へ			
オノノ公事拜	オノノ公事拜	20											
糸島地方	糸島地方	平等之制	平等之制	1	40	13							右二人ハ刑罰ヲ處分シ訴訟ヲ裁 決シ官里中土地山林舟運等ノ事 ヲ管ス。
		同吟味役	同吟味役	1	20	6							
		大黒子主取	大黒子主取	1			7						
		大黒子	大黒子	6			5				渡唐官舎才附へ		
		同見習	同見習	8							大黒子へ		
		筆者	飯筆者	3			4				筆者へ		
		飯筆者	飯筆者	9			5				1.5		
		大 筑	大 筑	3			5					役順又ハ勤功ヲ以テ進ム	
		脇 筑	脇 筑	3			4.5					役順又ハ勤功ヲ以テ進ム	
		大佐事	大佐事	3			4					役順又ハ勤功ヲ以テ進ム	
		脇佐事	脇佐事	3			4					役順又ハ勤功ヲ以テ進ム	
		三方目	三方目	3			4					役順又ハ勤功ヲ以テ進ム	
		夫筑	夫筑	14			4					役順又ハ勤功ヲ以テ進ム	
下代	下代	2			4								
玉殿番	玉殿番	2			5								
糸島地方	糸島地方	鎮之頭	鎮之頭	2									

史料紹介

大区分	管轄	部署	役職	人員	官報役知 (石)	物成 (石)	俸禄(石)	故実飯米 (人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など
	系國陸		王子奉行 抜司奉行 親方奉行 中取 仮中取 筆者 仮筆者 加勢筆者 假花当 公事料理	1 1 1 2 3 2 2 13 1 3	30 20 20 6 6 6 6 6 6 6 6	9 6 6 5 4 1.5 1.5 1.5 3				中取へ進ム。 役頭次辨假花当、假筆者、筆者へ順次ヲ以テ進ム。	藩王世譜及ヒ球陽編纂諸士家譜等ヲ管ス	
	久米村方		総役 長史 筆者 仮筆者 加勢筆者	1 2 1 1 3	80 20 6 6 6	26 6 4 4 0.5 0.5				長史ハ二年勤ニテ北京大通事並大通事へ転任ス。 筆者へ進ム。		
	文組役		文組主取 文組役 文組高役	1 2 1		7 6 2		あり あり あり		久米村士族中詩文試験ヲ以テ申付ル。清国へノ書翰其ノ他漢文ノ用筋ヲ弁理ス。 久米村士族中詩文試験ヲ以テ申付ル。清国へノ書翰其ノ他漢文ノ用筋ヲ弁理ス。三年勤。 久米村士族中詩文試験ヲ以テ申付ル。清国へノ書翰其ノ他漢文ノ用筋ヲ弁理ス。三年勤。	勤功次辨渡許存留臨通事並臨通事へ転任ス。 勤功次辨渡許存留臨通事並臨通事へ転任ス。 勤功次辨渡許存留臨通事並臨通事へ転任ス。	
	漢字石筆役		漢字右筆役主取 漢字右筆 同相付 同加勢	1 1 2 1		7 7 4 1				久米村士族中真字試験ヲ以テ申付ル。清国交通ノ書翰其ノ他書筆ノ用筋ヲ弁理ス。	勤功次辨渡役へ転任スル事文組役二回シ。 久米村士族中真字試験ヲ以テ申付ル。清国交通ノ書翰其ノ他書筆ノ用筋ヲ弁理ス。	
	通書役		通書役 同相付役	1 1		6 3		あり		勤功次辨漢書臨通事総官ノ間へ申付ル。 勤功次辨渡許臨通事総官ノ間へ進ム。		

大区分	管轄	部署	役職	人員	官祿役知(石)	物成(石)	俸祿(石)	散米(石)(人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など
		同加勢		1				1	あり	通書同様ノ試験ヲ以テ甲付 相付へ進ム。		
		那覇里主所										那覇ヲ能裁ス。
		里主		1	80	26					二年勤ニテ里主ハ時味役へ進ニ、物成ハ砂糖奉行申付。	
		物成(城か)		1	80	26						
		大筆者		1			4		あり		二年勤ニテ心付役申付ル。	
		筆者		3			4		あり	那覇士族中文筆試験ヲ以テ申付ル。	三年勤ニテ勤功次第選磨賜筆者阿先島在筆筆者ヲハ心付役申付。	
		版筆者		1				1	あり			
		寄筆者		2				1				
		大屋子		2			5					
		筆者		2			4				筆者へ進ム。	
		加勢筆者		4				0.5				
		間役		4			4					
		寄間役		3				0.5				
		足間役		3				0.5				
		庖丁人		1			3					
		馬請		3			3					
		御版屋守		1			6					
		四町佐事		4			2					
		泉崎村佐事		1			2					
		若菜御用佐事		1			2				三年勤ニテ心附役へ転任ス。	
		國字										
		抜司奉行		1	20	6						
		親方奉行		1	20	6						
		中取		2								
		筆者		2								
		版筆者		2				0.5				
		講談師匠		1			8					
		抜司師匠		1			7					
		官話詩文師匠		1			7					
		再学		3				1.5				
		調点調係		2				2				
		聖廟番役		1			4					
		公事拜		3			2					
		私除当		2			3					

史料紹介

大区分	管轄	部署	役職	人員	官級役知 (石)	物成 (石)	俸禄(石)	故実飯米 (人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など		
大区分	双紙郡裡	久米村明倫堂	講談師匠	1			7							
			読書師匠	1			6							
			読書中師匠	1					2					
			菅里三平等学校											
			講談師匠	3					7					
			按司奉行	3					無給					
			親方奉行	3					無給					
			筆者	6						0.5				
			文筆師匠	6					4					
			算術師匠	1					4					
			下代	9					1.5					
			菅里各村学校十四所											
			中取	28							0.5			
			筆者	28							0.5			
村地頭														
那覇四町学校六所														
講談師匠	6							1						
文筆師匠	2						4							
主取	6							0.5						
中取	6							0.5						
筆者	12							0.5						
村地頭														
道村学校														
講談師匠	1							1						
中取	2							0.5						
筆者	1							0.5						
藩浦在番十四所														
在番	12													
久米島在番														
久米島在番	2													
筆者	2													
下庫裡														
当														
6														

諸規式的並成申取繕ヲ管ス

大区分	管轄	部署	役職	人員	官祿役知 (石)	物成 (石)	俸祿(石)	散麦飯米 (人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など
			勢頭	6			5					
			里之子	6			4					
			筑登之	6			4					
			番頭	6			4	1.5			勤功次第奉行役申取申付ル。	
			番医師	3			2.5				番医へ進ム。	
			回寄医師	3			3	0.5			里之子家ノ者ハ里之子へ進ム。	
			花当	6			3				筑登之家ノ者ハ筑登之へ進ム。	
											石五品は二年勤ニテ選役。	
			飯花当	6					あり	書筆試験ヲ以テ仕ス。	花当へ進ム。	
			小赤頭	15			4			門閥より		
			神歌主取	1								
			風中門	6			1.25					
			輪夫	27			2.5					
			酒庫裡	6			1.25					
			螺赤頭	33			2					
			筵家來	11			1.05					
			常住	3			2					
			帝天主	2			2					
			帯除下代	6			1.05					
												時刻ヲ掌ル。
												一年勤。
			城元門番									
			浦初番	3			4					
			アザナ	12			2					
			門番	9			2					
			中門下代	6			1.5					
			中門在事	1			2					
			中門勢頭	3			2					
												藩王公界向ノ事ヲ弁理ス
			奉行	3	30	9						
			当	3			8			門閥より	役先次御吟味役へ進ム。	
			右権主取	1			7				勤功ニ因リ渡唐官舎才附申付ル	
			右筆	3			7					
			右筆相付	3			4		あり	首里泊士族中書筆試験ヲ以テ仕ス。	勤功第右筆へ進ム。付面向ハ給 地方筆者ニ同ジ。	
			茶道役	3			5					
			茶道役相付	3			4		あり	活花茶湯ノ法試験ヲ以テ任ス。	先役次書茶道役へ進ム。勤功次 第地頭所又ハ心付役申付ル。	
			物当	6			5				四年勤務選役	
			二才小姓	6			4			門閥より		

史料紹介

大区分	管轄	部署	役職	人員	官級役知 (石)	物成 (石)	俸禄(石)	散支飯米 (人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など
			童子小姓	6			3					
			唄納役	1			5		あり	音楽試験ヲ以テ任ズ。勤功 次第心附役申付ル。		
			医師	6			5					
			同相付	3			3					
			廻丁人	3			4				先任次病医師へ進ム。勤功次第 地頭知ヲ賜フ。	
			向小羅	3			3				勤功次第心附役又ハ采地を賜フ。	
			兼子作	1			3				廻丁人へ進ム。	
			小赤頭	3			3			門閥より	廻丁人へ進ム。	
			佐事	3			3				童子小姓へ進ム。	
			下代	3			3					
			茶屋守	1			5					
			回廊者	1			3					
			花当	9			3					
			検査者	2			1.5					
			筆者	4			4					
			加勢筆者	3			1.5					
			加勢筆者	6			0.5					
			下代	2			3					
			小羅工奉行所									
			奉行	1			5					
			筆者	2			4					
			加勢筆者	7			無給					
			加勢足筆者	1			0.5					
			下代	2			3					
			表具師主取	1			3					
			小羅工主取	1			3					
			総物師	1			3					
			笠張勢頭	1			3					
			細物勢頭	1			3					
			春笹春作主取	1			3					
			豊勢頭	1			3					
			生地町主取	1			3					
			八巻組 (マ)	1			1					
			具置奉行所									
			奉行	1			5					
			筆者	2			4					

薬種支配方並近習方諸用申進ム

器具製造裁縫ノ製造ヲ掌ル

漆器製造ヲ掌ル

大区分	管轄	部署	役職	人員	官祿役知 (石)	物成 (石)	俸祿(石)	散米飯米 (人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など		
道地頭	道地頭	攝方	加勢筆者	5			無給							
			具留師主取	2			2							
			加勢足筆者	1					0.5					
			総師主取	1				4						
			総師	4				2						
			下代	2				2						
			別当	1					5			采捕を賜う。		官馬蕃業並地服ノ法ヲ管ス。
			筆者	1						0.5				
			馬在事	6					1.5					
			下代	2					3					
			近習頭	1					30	9				
			近習役	6					6					藩王内輪ノ事ヲ弁理ス
			同相付役	3					4					勤王次善渡唐官舎才府兩先高在番及心付役又ハ采地ヲ賜フ。
			同筆者	11					4		0.5			近習役へ連ム。
			側仕	10										役先次善每年六月十二日各一人心付役申付ル。
扈丁人	1										勤王次善心付役申付ル。			
同小懸	2										書院扈丁人へ連ム。			
寺社方	寺社方	大与座	按司奉行	1			20	6						
			藏方奉行	1			20	6						
			中取	2										中取へ連ム。
			版中取	1										
			筆者	2										
			版筆者	2										
			飯花当	1										筆者へ順進。
			公事拜	3										
			王子奉行	1					30	9				
			按司奉行	1					20	6				
			藏方奉行	1					20	6				
			中取	2										
			筆者	2										
			版筆者	2										
			無給	2										
無給	2													
戸數人品出生脂肪及比物方入組ノ判断ヲ管ス														

史料紹介

大区分	管轄	部署	役職	人員	官祿役知 (石)	物成 (石)	俸禄(石)	故実飯米 (人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など
		飯花当 公事科		1 3			2				飯筆者並筆者へ進出。	
		總讀目	王子奉行 抜司奉行 親方奉行 中取 筆者 久米村總讀目 那覇總讀目 同筆者 同筆者 泊村總讀目 同筆者	1 3 3 15 30 5 4 24 10 4 8				0.5 1 0.5			勤功次第求め地ヲ賜フ。	百里那覇風俗ヲ監督ス
		道村役場	頭取 筆者 飯筆者 町佐事	1 1 1 2		5 4 2					筆者へ進ム。	村中総裁並島高ノ事ヲ管ス
		兼信奉行所	奉行 筆者 加勢筆者 足筆者 金具師主取 磨物師 鍵勢頭 加治勢頭 下代	1 2 4 1 1 1 1 1 2		5 無給 0.5						金銀銅鉄諸器製造ノ事ヲ掌ル
		瓦奉行所	奉行 筆者 加勢筆者 足筆者 瓦大工 瓦勢頭 瓦大工 砂官主取	1 2 7 2 1 1 1 1		5 4 無給 0.5						瓦陶器製造ノ事ヲ掌ル

大区分	管轄	部署	役職	人員	官祿役知 (石)	物成 (石)	俸祿(石)	散米 (石)	試験	どこから	どこへ	役割など	
御物奉行	所帯方物奉行	在事		2			2						
		下代		1			3						
御物奉行	取納座	奉行		3			6					年貢諸納物ノ差引ヲ管ス	
		大屋子		6			5					勅司次第阿先島在番筆者亦ハハ心付役中付ル。	
		筆者		6			4					筆者大屋子へ廻連。	
		加勢筆者		14			1.5						
		公事拜		3			1.5						
		奉行		2			2						茶糸其ノ他物産ノ事ヲ管ス
		中取		2									
		係中取		3									
		筆者		6					1				
		佐事		4									
		鹽製作主取		2					0.5				
		回筆者		3					1				
鹽檢者方	鹽檢者	鹽檢者		6				1				米穀書品取納諸鹽法ヲ監督ス	
		回筆者		22				1					
		那覇鹽檢者		4									
		回筆者		8				0.5					
鹽鉄方	鹽鉄方	奉行		6								蘇鉄仕立方ヲ掌ル	
		筆者		20				0.5					
		那覇同主取		2									
		回筆者		4					0.5				
		泊村同主取		2									
煎重方	煎重方	回筆者		4				0.5				油鐵製造ヲ掌ル	
		檢者		2				0.5					
		筆者		2				1					
		加勢筆者		1				1					
		取佐事		2									
米藏	米藏	大屋子		3								年貢取納貯蔵ノ事ヲ掌ル	

史料紹介

大区分	管轄	部署	役職	人員	官級役知 (石)	物成 (石)	俸禄(石)	故実飯米 (人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など
			筆者 加勢筆者 手代 下代	1 3 2 1			4 無給 2 3					
		住上世座	大屋子 筆者 加勢筆者 任出方加勢筆者 手代 下代 用脚	2 2 4 10 1 3 4			5 4 無給 0.5 2 3 無給					鹿兒島へ納貢ノ事ヲ掌ル
		宮古蔵	大屋子 筆者 加勢筆者 手代 下代	2 2 4 2 1			5 4 無給 2 3					向先萬年貢米出納ヲ掌ル
		眞藏	大屋子 筆者 加勢筆者 逆勢頭 手代	2 2 4 2 1			5 4 1 2 2					官錢並用酒出納ヲ掌ル
		紙壁	絵者 筆者 加勢筆者	2 2 12			0.5 1 1					紙壁方ヲ掌ル
		浦地方	代官主取 同版主取 筆者 假筆者 加勢筆者 公事科	1 1 2 2 5 2			5 4 4 無給					浦地租米ノ差引ヲ管ス 主取へ進ム。 筆者へ進ム。
		先王墓殿	守役	2			5					
		鹿兒島在番										

大区分	管轄	部署	役職	人員	官祿役知 (石)	物成 (石)	俸祿(石)	散米 (石)	散米 (人)	試験	どこから	どこへ	役割など			
糸島	糸島地方物奉行	諸間切下知役	両先島在番	2					田舎米2斗5合 大俵粟40石				合計百三十七ヶ所			
			両先島在番者	4				3								
			諸間切下知役	18			8									
			諸間切下知役 筆者	20			6									
			筆者	11			4									
			筆者	27			3									
			親方奉行(田地奉 行兼任)	1	20	6										
			庶職奉行	2			6									
			大屋子 筆者	3			5									
			飯筆者 加勢筆者 公事押	3 3 6			4 1.5 1.5									
糸島	糸島地方物奉行	諸間切下知役	庶職奉行	2									諸役場帳簿 勘定方ラマス			
			親方奉行	1	20	6										
			日帳当大屋子	1			5									
			大屋子 飯筆者	6 15			5 1.5									
			公事押	4			2									
			奉行 飯奉行 大屋子 筆者	1 1 2 2			6 5 4									
			飯筆者 手代 下代	2 2 2			無給 3 3									
			親方奉行 大屋子 筆者	1 1 2			6 5 4									
			飯筆者 手代 下代	2 2 2			無給 3 3									

史料紹介

大区分	管轄	部署	役職	人員	官級役知 (石)	物成 (石)	俸禄(石)	故実飯米 (人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など
		船手藏	奉行 大屋子 筆者 加勢筆者 膳船造大工 宛 手代 下代	1 2 2 16 1 1 1 1			6 5 4 無給 3 2 2 2					巨船渡瀬ヲ掌ル。船手藏ヨリ小細工奉行所マデハ心付役トス。各症地下ノ勤功助里等見合申付ル。手動ニテ退役。各奉行ハ指揮監督者ナリ。加勢筆者ハ各事務加勢及ビ帳簿記載ヲ担任ス。勤里理積次専心付役申付ル。
		総地蔵	大屋子 筆者 加勢筆者 手代 下代	2 2 4 2 1			5 4 無給 2 3					知行役知及ビ旅費米親ノ出納ヲ掌ル
		援助藏	大屋子 筆者 加勢筆者 手代 下代	2 2 3 1 1			5 4 無給 2 3					士民救助ノ米親出納ヲ掌ル
		道具当	大屋子 筆者 飯筆者 加勢筆者 下代	1 2 1 1 2			5 4 無給 0.5 2					藩王公界向ノ器具ヲ掌ル
		用意方物奉行	山奉行 総山奉行 加増惣山奉行 奉行 飯奉行 大屋子 筆者 飯筆者 加勢筆者 山筆者	1 2 3 3 3 3 3 20 9			無給 8 無給 7 6 3 3 6					初山一職ノ事務ヲ管ス 奉行へ進ム。 勤功次第阿先島在番筆者亦ハ心付役申付ル。 筆者大屋子へ願進。

大区分	管轄	部署	役職	人員	官祿役知 (石)	物成 (石)	俸祿(石)	散支飯米 (人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など
			版筆者 公理拜	5 3		2	2	2			山筆者へ進ム。	
		砂羅威	奉行 大屋子 筆者 加勢筆者 砂羅威主取 手代 下代	1 3 2 8 2 2 3		6 5 4 無給 2 2 3						砂羅出納ヲ掌ル
		加意藏	大屋子 筆者 加勢筆者 手代 下代	2 1 4 2 1		5 4 無給 2 3						臨時用意ノ管材出納ヲ掌ル
		大石所	大屋子 筆者 加勢筆者 扨丁 手代 下代	2 2 3 1 2 2		5 4 無給 2 4 3						藩王、奥方日科ノ事ヲ掌ル
		料理座	大屋子 筆者 加勢筆者 下代	2 2 4 2		5 4 1 3						藩王公界向ノ料理ヲ掌ル
		權使方	主取 筆者	3 7		0.5 1						士民ノ拜借金米ノ返上督促ヲ掌ル
その他		中藏殿	親方大親 藏大親 与力 右筆主取 右筆 同相付 小姓	3 3 3 1 1 2 6		6 5 5 5 5 4 3					関先炊館書院当へ進ム。 関先炊館渡唐官舎才府及じ心付 役申付ル。 同上 右筆へ進ム。	
												あり 門閨ノ子弟ヨリ

史料紹介

大区分	管轄	部署	役職	人員	官級役知 (石)	物成 (石)	俸禄(石)	故実飯米 (人數分)	試験	どこから	どこへ	役割など
		徳与方		3			3					火災消防ヲ官ス
			徳与頭 同中取 同筆者 久米村惣与頭 久米村同中取 久米村同筆者 那覇徳与頭 那覇同中取 那覇同筆者 泊村徳与頭 泊同中取	12 12 4 4 4 4 4 4 4 4								
		普請奉行所	奉行 飯奉行 筆者 加勢筆者 足筆者 下代 佐事 木惣大工 大脇大工 石惣大工	2 1 4 10 3 4 3 1 3 1			5 4 無給 0.5 3 2 4 3 3					土木修繕ヲ掌ル 奉行へ進ム。
		62	450	1735	2130石 (42人) ※1人々差	814石 (42人) ※1人々差	3137.85石 (537人)	818.5125石 498人	16(役職) 49(人数)			